

ならアスリートキャリアセンター個人情報適正管理規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良県個人情報保護条例、奈良県個人情報保護条例施行規則及び個人情報の取扱いに関する規則に定めるところの他、ならアスリートキャリアセンター業務に係る個人情報の取扱いの基本事項を定め、個人情報の保護と適正な利用を図ることを目的とする。

(個人情報を取り扱う者の範囲)

第2条 ならアスリートキャリアセンター（以下「本事業所」という。）において、個人情報を取り扱う職員の範囲は、奈良県地域創造部スポーツ振興課においてスポーツ人材の育成を担当する県職員（以下「取扱者」という。）とする。

(保有個人情報の開示・訂正)

第3条 取扱者は、個人情報に関して、当該情報に係る本人からの開示請求があった場合は、請求者本人の個人情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、本事業所は、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、求職者等への周知に努めるものとする。

(苦情処理)

第4条 本事業所は、求職者等の個人情報に関して、本人からの苦情の申出があった場合については、本課は適正な処理をするものとする。

附 則

この規定は、令和6年7月1日より施行する。